



共生社会を目指して

しょうがい 障害のある方への主な福祉施策

市で行っている障害のある方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。なお、このほかにも受けられるサービスがありますので、詳細は市☎をご覧になるか、お問い合わせください。

◆障害福祉課☎下記項目①～③について☎042－438－4035 ④～⑦について☎042－438－4034 ⑧について☎042－438－4033

事業		内容など
① 助成	自動車燃料費の助成	※ ●身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方 ●身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症者の方のために運転する同居家族がいる方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※タクシー料金助成との併給不可
	タクシー料金の助成	※ 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費助成との併給不可
	自動車運転教習費(第一種普通免許取得)の補助	運転免許を取得する場合の教習費用の一部を助成 ※ 身体障害者手帳1～3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方 ※所得制限あり
	自動車改造費の助成	就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成 ※ 18歳以上で身体障害者手帳1・2級の上部・下肢・体幹機能障害の方 ※所得制限あり
② 手当	心身障害者福祉手当	※ 身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～4度の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ※所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	特別障害者手当	※ 20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害が2つ以上重複している方など ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月を超えて入院しているときなどは非該当
	障害児福祉手当	※ 20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害のある方 ※所得超過者・施設入所者・障害を事由とする公的年金を受けているときなどは非該当
	難病者福祉手当	※ 治癒が困難な疾病の治療中で、東京都難病医療費助成制度による特定医療費受給者証、⑩医療券を所持している方および点頭てんかんに罹患している方 ※所得超過者・施設入所者・心身障害者福祉手当受給者などは非該当
	重度心身障害者手当	※ 重度の知的障害で常時複雑な配慮が必要な方、重度の知的障害と身体障害が重複する方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
③ 医療	心身障害者医療費の助成	※ 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)または愛の手帳1・2度の方 ※所得制限あり ※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など、該当する場合あり)・医療保険未加入者などは対象外
	自立支援医療費(更生医療)支給	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費の一部を公費で負担 ※ 18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	自立支援医療費(精神通院)支給	精神疾患により医療機関に通院する際の、医療費の一部を公費で負担 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	難病医療費等の助成	国または東京都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担あり
	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成	都内在住者で、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎の治療が必要と診断された方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担あり
	原子爆弾被爆者援護	居住者変更届などの受理
④ 障害福祉サービス	介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費等の支給	※ 居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給
	計画相談支援	上記サービスなどの利用に当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」を相談支援事業所が作成
	移動支援利用助成	※ ※ 外出時にヘルパー支援を要する障害のある方
	生活サポート利用助成	※ ※ 日常生活または家事に関する支援を要する障害のある方
	日中一時支援利用助成	※ ※ 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を必要とする障害のある方
	地域活動支援センター(身体)利用助成	※ 地域活動支援センター(保谷障害者福祉センター)のサービスを受ける際に要する費用の一部を助成

事業		内容など
⑤ 補装具費の支給・日常生活用具など	補装具費の支給	※ 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・修理費の一部を支給 ※ 身体障害者手帳所持者・難病患者など
	日常生活用具の給付	※ 日常生活を容易にするため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修)の購入費の一部を給付 ※ 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者・難病患者など
	住宅設備改善費の給付	※ 日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修など)を一定限度額内で給付 ※ 小学生以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害の方(65歳以上一部除外)
	家具等転倒防止器具の支給	※ 住宅内の家具の転倒防止器具を支給 ※ 身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上の方のみで構成される世帯(過去に本市の事業で取り付けをしていない世帯)
	中等度難聴児補聴器購入費の助成	※ 早期の補聴器装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成 ※ 18歳未満で身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児
⑥ 介護・日常生活の援助	手話通訳者派遣	※ 身体障害者手帳(聴覚・言語障害)所持者
	市役所内に手話通訳者の配置	保谷庁舎：毎月第2(水)午後1時～5時 田無庁舎：毎月第3(金)午後1時～5時 ※祝日の場合は実施日を変更
	要約筆記者派遣	※ 身体障害者手帳(聴覚障害者)所持者
	重度脳性麻痺者介護	生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) ※ 20歳以上の重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級の方(利用回数月12回まで)
	心身障害者(児)施設緊急一時保護	※ 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊)
⑦ 相談	巡回入浴サービス	巡回入浴車による入浴サービスを行う(週1回) ※ 身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方 ※介護保険対象者を除く
	重度身体障害者緊急通報システム設置	※ 18歳以上で一人暮らしなどの重度身体障害者
	移送サービス	車いすのまま乗車できる自動車の運行(ハンディキャプけやき号) ※ 車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 ※利用条件・運行範囲あり
	障害者総合支援センターフレンドリー	相談支援センター・えぼく ●身体・知的・精神障害に関する相談 (月)～(土)：午前9時～午後6時 ●発達障害に関する相談(要予約) (月)：午前9時～午後0時30分 ☎042－452－0075・☎042－452－0076 地域活動支援センター・ハーモニー 主にこころに障害のある方の相談 (月)・(火)・(木)・(金)：午前10時～午後7時30分、 (水)：正午～午後6時、(土)：午前10時～午後6時 ☎042－452－2773・☎042－452－2774 障害者就労支援センター・一歩 コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供 (月)～(金)・第1(土)：午前9時～午後5時(要予約) ☎042－452－0095・☎042－452－0096
	地域活動支援センター・保谷障害者福祉センター	身体障害者・高次脳機能障害者を対象とした相談 (月)～(金)：午前9時～午後5時 ☎042－463－9861・☎042－463－9862
⑧ そのほか	地域活動支援センター・ブルーム	知的障害者を対象とした相談 (火)・(木)・(金)：午前10時30分～午後6時30分 (水)・(土)：午前10時～午後5時30分 ☎042－452－3085・☎042－452－3086
	ヘルプカードの配布	災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのヘルプカードを配布 ※配布対象者要件あり
	ヘルプマークの配布	内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい方が身に着的ためのヘルプマークを配布
	障害者サポーター養成講座の開催	ヘルプカード・ヘルプマークについての説明など ※日程などは市報でお知らせします
	障害者スポーツ支援事業	障害者スポーツ指導員・補助員と一緒に、スポーツレクリエーション活動 第3(土)：午前9時30分～11時30分(要予約) ※スポーツ障害保険料あり ウーノの会 ☎042－424－7775・☎042－439－4487
	障害者水泳教室事業	指導員・補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど、水泳を通じたレクリエーション活動 第4(土)：午後2時～3時30分(要予約) スポーツセンター ☎042－425－0505・☎042－425－0606

※…支給要件や自己負担があります。詳細は、お問い合わせください。
※⑦の休館日などについては、各施設へお問い合わせください。